

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第9号

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和28年四日市市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、四日市市職員（以下「職員」という。）の勤務時間及びその他の勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第4条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務</p> <p>(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあら</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、四日市市職員（以下「職員」という。）の勤務時間及びその他の勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第4条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務</p> <p>(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあら</p>

かじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) (略)

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2及び3 (略)

かじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) (略)

(2) 小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2及び3 (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部人事課)